

平成 30 年度岩手県被災地健康支援事業運営協議会

日時：平成 30 年 9 月 5 日（水）

15：30～17：00

場所：泉金ビル 4 階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会長選出
- 4 議事

(1) 報告及び情報提供

①報告

「平成 29 年度被災者等健康状態分析事業における特定健診実施結果について」

岩手県環境保健研究センター 主査専門研究員 三浦紀恵 氏

②情報提供

「東日本大震災津波後の健康課題について」

岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座 教授 坂田清美 氏

(2) 今後の被災地健康支援対策について

(3) その他

5 閉 会

《配布資料》

資料 1 平成 29 年度特定健康診査実施結果について

資料 2 RIAS 結果概要（～H29 年度）

資料 3-1 被災地における健康支援対策について

資料 3-2 平成 30 年度被災地健康支援事業等計画一覧

参考資料 1 応急仮設住宅の供与期間の延長について

参考資料 2 次期総合計画の構成（イメージ）

参考資料 3 東日本大震災津波による被災者を対象とした健康支援の状況取りまとめ結果

参考資料 4-1 東日本大震災津波による被災者を対象とした健康支援について【応急仮設住宅】

参考資料 4-2 東日本大震災津波による被災者を対象とした健康支援について【災害公営住宅】

平成30年度岩手県被災地健康支援事業運営協議会出席者名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
1	学識経験者（健康いわて21プラン推進協議会）	委員	滝田 研司	新任 欠席
2	学識経験者（岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座）	教授	坂田 清美	
3	学識経験者（健康いわて21プラン分析・評価専門委員会）	委員	立身 政信	欠席
4	一般社団法人岩手県医師会	常任理事	久保田公宜	
5	一般社団法人岩手県歯科医師会	専務理事	大黒 英貴	
6	一般社団法人岩手県薬剤師会	専務理事	熊谷 明知	
7	公益社団法人岩手県看護協会	副会長	奥寺三枝子	欠席
8	公益社団法人岩手県栄養士会	会長	澤口眞規子	
9	公益財団法人岩手県予防医学協会	常務理事	岩城 勝典	新任
10	公益財団法人岩手県対がん協会	総務課長	小林 秀隆	
11	大船渡市	生活福祉部健康推進課長	菅原 松子	欠席
12	陸前高田市	民生部長兼保健課長	千葉 恭一	新任 欠席
13	釜石市	保健福祉部健康推進課長	沖 裕之	欠席
14	大槌町	民生部長兼保健福祉課長	才川 拓美	代理 上席保健師 藤原純枝
15	宮古市	保健福祉部健康課長	早野 貴子	新任 欠席
16	山田町	健康子ども課課長	野口 伸	代理 課長補佐 濱登新子
17	岩泉町	保健福祉課長	田鎖 英明	新任 欠席
18	田野畑村	保健福祉課長	工藤 隆彦	新任
19	久慈市	生活福祉部保健推進課長	吉田 義行	新任 欠席
20	普代村	住民福祉課長	坂下 広見	欠席
21	野田村	住民福祉課長	田中 和弘	代理 総括主査 上山晃
22	洋野町	健康増進課長	村上 昇司	新任 欠席
23	岩手県保健所長会	久慈保健所長	鈴木 宏俊	
24	岩手県環境保健研究センター	保健科学部長	梶田 弘子	

事務局

	所 属	職 名	氏 名	備考
1	岩手県保健福祉部	部長	八重樫幸治	
2	岩手県保健福祉部健康国保課	総括課長	佐々木 哲	
3		健康予防担当課長	菊地 幸男	
4		主任主査	海上 博	
5		主任主査	互野 裕子	
6		医務主幹	吉田 有里	
7		主査	豊間根美恵	
8	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	主査	山崎 伸二	
9	岩手県環境保健研究センター	主査専門研究員	三浦 紀恵	

岩手県被災地健康支援事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災津波で被災した多くの住民は、生活環境の変化等による健康状態の悪化が顕在化することが危惧されていることから、このような被災者の健康状態等の情報を収集することにより、健康支援ニーズの把握を行うとともに、県内の具体的な健康支援方策やその円滑な実施方法等について検討を行うため、岩手県被災地健康支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 運営協議会は、被災地健康支援事業を県及び市町村が実施するにあたり、その円滑な実施に資するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 被災地の住民の健康支援ニーズの把握
- (2) 被災地に着目した健診等の健康支援に係る必要性の検討
- (3) 健康支援事業の効率的・効果的な実施体制の検討・確保
- (4) 各種専門職種の人材ニーズの把握及び人材確保のための調整等
- (5) その他被災地における健康支援に必要な事項

(構成)

第3 運営協議会の委員は、別紙に掲げるものについて知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、被災地健康支援事業が終了する年度までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5 運営協議会には、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、運営協議会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 委員が会議に出席できない場合、会長は、代理の出席を求めることができる。

(意見の聴取)

第7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を要請し、意見又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第8 第2条に掲げる事項を行うため、運営協議会に必要なに応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第9 運営協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において行う。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。